

人権方針

当社グループは、先進 IT 技術を駆使した事業活動を通じて社会のデジタル変革に貢献していくことを「サステナビリティ基本方針」に定めています。こうした事業活動のあらゆる場面において、ステークホルダーの人権を尊重することが重要であると認識し、人権方針を以下の通り定めます。

1. 適用範囲

本方針は、正社員、派遣社員等の当社グループに勤務する全ての労働者に適用されます。

2. 基本的な考え方

当社グループは、「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持・尊重し、これらを基に人権方針を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

3. 人権の尊重

関連する法令遵守を基本とし、ステークホルダーの人権を尊重します。

(1) 差別・ハラスメントの禁止

人種、性別、年齢、障がい、国籍、宗教、性的指向に関するあらゆる形態の差別やハラスメント等を禁止します。

(2) 過重労働の防止

適用範囲に準ずる全ての労働者の労働時間や残業時間を管理し、適正な労働時間の遵守を行います。

(3) 適正な賃金の支払い

最低賃金、時間外割増賃金、男女同一労働同一賃金等の賃金に関する法令を遵守します。

(4) 強制労働・児童労働の禁止

いかなる場合も強制労働や児童労働を禁止します。

4. 事業固有の人権リスクへの対応

当社グループでは、先進 IT 技術を駆使した事業活動が人権に与える可能性のある負の影響について認識しています。特に新たなテクノロジーの利活用に関しては、その発展・普及がもたらす新たな人権リスクに注視し、その対応について業界団体の活動等を通じてステークホルダーと協働していきます。

5. 教育・啓発

本方針が適用範囲に準ずる全ての労働者に定着するよう、積極的な教育に努めます。

ULS グループ株式会社
代表取締役社長 横山 芳成

制定日：2024 年 3 月 26 日